社会福祉法人精華町社会福祉協議会

平成２８年度　第４回　理事会議事録

１　開催年月日　　平成２９年３月２４日（金）
　　午後１時３０分～午後４時０５分
２　開催場所　　精華町地域福祉センター
　　かしのき苑　２階　会議室Ｄ・Ｅ
３　理事総数　　１５名
４　出席者氏名　（１２名）
　理事　　森　修美　岩前良幸　田中智美　中西邦洋　稲田裕康
　　山本正來　長谷川 悟　青木勘治　青木 透　中畔秀昭
　　村瀬由美子　福味加世子
　監事　　島中秀司　浦田善之
５　欠席者氏名　　中川茂成　早樫一男　石崎照代
６　議事の経過要領及び議案議決の結果

日程番号１　議長の互選について
　定刻に至り、定款第１１条第４項の規定により議長に田中智美理事が選任され、議長は定款第１１条第５項に定める定足数を満たしていることを確認した。

日程番号２　議事録署名人の選任について
　定款第１１条第８項の規定により議事録署名人に稲田裕康・福味加世子両理事を指名し、議案の審議に入った。

議　　長　　続きまして日程番号３。第１１号議案、介護職員等の処遇改善に関する規程の一部改正についてに入らせていただきます。事務局からご提案をよろしくお願いします。
在宅介護課長　はい、議長。第１１号議案、介護職員等の処遇改善に関する規程の一部改正について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会介護職員等の処遇改善に関する規程の一部改正について、別紙のとお

り提案します。提案理由といたしまして、平成２９年度の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算が拡充され、新設される加算を取得することにより介護職員の賃金が更に月額平均１万円相当上がることとなった。ついては、国の基準に基づいて支給額を変更し、また支給方法を現在の一時金支給（年２回）から毎月払いに変更することにより、名称を変更したいためのものでございます。平成２９年３月２４日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長 長谷川悟。それでは、お手元にある参考資料。この第１１号議案は３部用意していますが、まず平成２９年度介護報酬改定の概要をご覧ください。１の、改定率についてをご覧ください。平成２９年度介護報酬改定は、介護人材の処遇改善について、平成２９年度よりキャリアアップの仕組みを構築し、月額平均１万円相当の処遇改善を実施するため、臨時に１．１４％の介護報酬改定を行うものであります。参考としまして、介護報酬改定率は１．１４％ですが、そのうち在宅分としては０．７２％であり、これは介護職員常勤１人あたり約１万円となります。裏をご覧ください。元々は左から２つ目の、旧加算Ｉがありましたが、先ほどの０．７２％アップを財源として新たに加算Ｉ。新規の所ですが、設けられます。金額に換算すると、旧加算Ｉは月額２万７千円相当であり、加算Ｉの新規では月額３万７千円相当となります。新規の加算Ｉの算定要件として、下にも示してありますが、キャリアパス要件Ⅲを満たす必要がありますが、キャリアパス要件Ⅲを満たしたうえで新加算Ｉを取得し、介護職の処遇を更に改善したいと思っております。それでは、本会の一部改正についてご説明いたします。資料の、「介護職員等の処遇改善規程」の一部改正の新旧対照表をご覧ください。変更後、変更前、備考とありますが、変更後を中心にご説明します。第１条、第２条の、略と書いてある条文は変更ありません。第３条をご覧ください。第３条の下線部分の、処遇改善一時金（以下、「一時金」という。）ここが変更前の所ですが、変更後は、介護職手当に名称変更しています。続きまして、第４条です。変更前は、一時金の額は、１週あたり４０時間勤務する者に対して、原則として月額基準２７，０００円を支給することとし、１週あたりの勤務時間が４０時間に満たない者については、それぞれの勤務時間に比例した額を支給するものとする。ただし、月額基準は、の部分を、変更後は、介護職手当の額は、職位に基づいて別表に定める額を支給する。ただし、職位に、国の基準の基づいて支給額を変更しています。この第４条の変更後の所の別表ですが、お手数ですがもう１つの資料の、変更後の全文をご用意していますので、介護職員等の処

遇改善に関する規程。これの３ページをご覧ください。この別表が、３ページに示してあるとおりで、１．訪問介護に従事する介護職は、職位、時給、月給と、この表のようになっております。２．通所介護に従事する介護職も、職位、時給、月給と、表のとおりになっておりますのでご確認ください。続きまして、変更前の２項の下線部分。一時金を、変更後は介護職手当に名称変更しています。次のページをご覧ください。３ページ。第４条の変更前。３項の所の下線部分。一時金を、変更後、介護職手当にこちらも名称変更しています。４項の変更前、一時金の部分も、変更後、介護職手当に名称変更しています。次に支払方法ですが、変更前、第５条の、一時金の支給日は、毎年９月１０日（前期一時金）と３月１０日（後期一時金）とし、あらかじめ介護職員等が申し出ている毎月の給与支払い方法に準じて支給するを、変更後は、介護職手当の支給日は、毎月２３日とし、銀行振込にて支払うに、支給方法を改めます。第５条の２項ですが、第６条に定める算定期間の途中に介護職員等が退職した場合は、退職日までの期間を算定し、前項の支給日に限らず、速やかに支給する。については、変更後にもありますように、毎月払いになるため削除です。３項の一時金は、２項、介護職手当に名称変更しています。続きまして変更前の算定期間ですが、第６条、一時金の算定期間は、次のとおりとする。（１）前期一時金の算定期間は、毎年４月１日から９月３０日までとする。（２）後期一時金の算定期間は、毎年１０月１日から翌年３月３１日までとする。２項、前項の規定にかかわらず、最初に支給する一時金の算定期間は、１２月１日から翌年３月３１日までの４ヶ月間とする。の部分ですが、支給方法の変更（毎月支給）に伴い、算定期間の定義を削除しています。変更前、第７条。一時金の部分は、第６条介護職手当に、条の繰り上げと名称変更しています。附則、この規程は、平成２９年４月１日から施行する。のものでございます。介護職員の処遇を更に改善したいと考えていますので、可決承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議　　長　　はい、ありがとうございます。ただいま事務局から説明を受けましたが、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。
ご意見ございませんか。ご意見が無ければ、採決したいと思います。第１１号議案について、賛成の方は挙手願います。

理　　事　　（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございます。全会一致により、可決承認いたします。
続きまして日程番号４。第１２号議案、平成２８年度社会福祉事業拠点区分補正予算（第３号）についてに入らせていただきます。

事務局から提案願います。

事務局長　はい、議長。第１２号議案、平成２８年度社会福祉事業拠点区分補正予算（第３号）について。定款第２９条に基づき、平成２８年度社会福祉事業拠点区分の補正予算について、別紙のとおり提案します。提案理由といたしましては２点ございます。１．平成２９年４月１日から拡充される介護職員の処遇改善加算の改定に伴い、現在、一時金として年２回にわけて支給している処遇改善加算を、毎月払いに変更することとなった。そのため、従来２か月遅れで介護職員に支給していた処遇改善加算について、２か月分（２月、３月分）を前倒しで支給する必要が生じたため。２．前回、平成２８年度第３回理事会において、収入の補正予算について承認を得た一般住民の方からの高額寄付について、寄付者の方の意思を尊重し、広く地域福祉に活用するための基金を設置したいためのものでございます。平成２９年３月２４日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長 長谷川悟。それでは２ページ目。それから、その裏面に３ページ目をご用意しておりまして、２ページ目はいわゆる総括表でございますので、お手数ですが３ページ目のほうをご覧いただきたいと思います。こちらが、平成２８年度社会福祉事業拠点区分の補正予算案でございます。まず上段、支出の部でございますが、申し訳ございません。訂正がございます。大区分の事業費支出とございますが、人件費支出の誤りでございます。誠に申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。大区分、人件費支出の中の、中区分３つが該当いたします。職員賞与支出というところでございますが、補正前の予算、10,646 千円。補正額 288 千円、補正後の予算 10,934 千円でございます。こちらは、常勤の職員５名分の介護職員処遇改善の手当でございます。それから中区分の２つ目。非常勤職員給与支出でございますが、補正前の予算が 59,877 千円、補正額 766 千円、補正後の予算 60,643 千円。こちらは非常勤職員。短時間の勤務者でございますが、２９名分の手当でございます。それから、同じく法定福利費支出といたしまして、補正前の予算 11,311 千円、補正額 90 千円、補正後の予算 11,401 千円ということになっております。こちらのほうは、賃金の上昇に伴って法定福利費が正比例して引き上がるというためのものでございます。２点目でございますが、支出の部といたしまして大区分、基金積立資産支出の中に、中区分、地域福祉基金積立資産支出を設けたいと思っております。補正前の予算は 0 円、補正額 10,000 千円、補正後の予算 10,000 千円となっております。先ほど提案理由の中にもございましたように、２月１日付で住民の方お１人から１千万円の高額寄付を頂戴

しております。前回の理事会の中でも、収入の部といたしまして補正予算を提案させていただいたところでございますが、支出につきまして寄付者のご意思を尊重いたしまして、地域福祉のため、限定的に使わせていただきたいと考えておりまして、これを一般財源の中に入れたままの状態にいたしますと、外部から見た時も何に使ったかがわかりづらいということもございますので、あえて基金として横へわかるように区分をいたしまして、その使い道を寄付者の方にも見ていただき易いようにしていきたいという狙いのものでございますので、ご了承賜りますようよろしくお願いを申し上げます。以上が、平成２８年度の第３号の補正予算として提案したいものでございますので、可決承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議　　長　　ありがとうございます。ただいま事務局から説明を受けましたが、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。
ご意見が無ければ、採決したいと思います。第１２号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。

理　　事　　（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございます。全会一致により、可決承認いたします。
続きまして日程番号５。第１３号議案、経理規程の一部改正についてに入らせていただきます。事務局から提案よろしくお願いします。

事務局長　　はい、議長。第１３号議案経理規程の一部改正について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会経理規程第７１条により、経理規程の一部改正について、別紙のとおり提案します。提案理由といたしましては、先般、社会福祉法人制度改革として「社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布された。この法人制度改革の一環として、社会福祉法人会計基準の改正がおこなわれたことに伴い、全国社会福祉協議会より「改訂版社会福祉協議会モデル経理規程」が発出されたためのものでございます。平成２９年３月２４日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長　長谷川悟。それでは、添付の資料といたしまして新旧対照表並びに経理規程改正案の全文をご用意させていただいておりますが、新旧対照表を以ってご説明させていただきたいと思いますので、こちらの書類をご覧ください。今回、改正の内容につきましては大きく分けまして３つのポイントがございます。１点目は、法改正によるもの。２点目は、先に変更いたしました定款変更によるもの。３点目はモデル経理規程の変更により、表現方法を改めるものと、この３点ございますので、それぞれ変更部分を中心にご説明をさせていただきたいと思います。まず２ページ目の所でございますが、左側の変

更後をご覧いただきたいと思います。第２条でございますが、第１０号といたしまして変更後、内部監査及び任意監査に関する事項としております。変更前につきましては会計監査に関する事項ということで、こちらのほうは表現を改めさせていただいております。それから第１２号といたしまして、社会福祉充実計画に関する事項ということで、今回、法改正で社会福祉充実計画を毎会計年度終了後に計画していくということが定められておりますので、こちらのほう、経理事務の範囲の中に１つ付け加えたいものでございます。次に３ページをご覧ください。第６条の２項でございますが、変更後、毎会計年度終了後３か月以内に次の計算書類及び第３項に定める附属明細書（以下「計算関係書類」という。）並びに財産目録を作成しなければならない。変更点といたしましては、変更前をご覧いただきますと２項の所で、毎会計年度終了後２カ月以内という現行のルールでございますが、法改正によりまして３か月以内に、１か月延ばされるという内容でございます。それからモデル経理規程の変更によりまして、この規程の中でいいます財務諸表と従来呼ばれていたものは、全て計算書類という用語に置き換えられることとなっております。以下についても全て同じでございますので、ご確認をお願いいたします。次に４ページに移りまして、第７条の所でございますが、金額の単位というものが省令で定められましたので新設しております。第７条、計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、１円単位をもって表示する。という文章を挿入しております。これ以降につきましては全て１条分、条ずれを起こしているということの新旧対照でございますので、ご確認をお願いいたします。次に５ページをご覧いただきたいと思います。第３章、予算の中の、第１５条でございます。本会は、毎会計年度、事業計画及び承認社会福祉充実計画に基づき資金収支予算を作成するということで、新たに事業計画の後ろに、及び承認社会福祉充実計画を追加しております。こちらは、法改正を受けてのものでございます。次に１６条でございます。前条の予算は、事業計画及び承認社会福祉充実計画に基づき毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会において理事総数（現在数）の３分の２以上の承認を得なければならない。というものでございます。変更前と比較をいたしますと、理事会の承認を経、原則として評議員会の議決を得なければならないというものでございましたが、新定款の中では予算につきましては理事会で決定するということに改められましたので、評議員会の議決の部分を削除させていただきまして、理事会において３分の２以上の承認を得るという文言に改めさせていただいております。次

に第１７条でございますが、変更後をご覧いただきたいと思います。会計責任者は、予算の執行上必要があると認めた場合、会長の承認を得た上で、拠点区分又はサービス区分内における勘定科目相互間において予算を流用することができる。ただし、勘定科目間流用に関し、特段の定めがある拠点区分又はサービス区分についてはこの限りではない。ということでございますが、モデル経理規程の変更によりまして、従来からありました拠点区分に加えまして、又はサービス区分内。拠点区分の中にサービス区分が設けられておりますが、拠点区分又はサービス区分内の流用ができるという内容に改めさせていただいております。次に、第２０条でございます。会長は、予算の作成後に生じた事由により、予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算を作成し、理事会において理事総数（現在数）の３分の２以上の承認を得なければならない。こちらは当初予算と同じ考え方でございます。次に、少し飛びまして８ページをご覧いただきたいと思います。第３２条の２項の所でございます。資金の長期借入(返済期限が１年を超える資金の借り入れをいう。)は、理事会の承認を得た予算の範囲内において、会長の承認により行うことができるとされております。こちらにつきましても定款変更によりまして、原則として評議員会の議決を現行定款では求められる訳でございますが、新定款におきましては理事会の承認のみでできるということございますので、変更させていただくものを提案するものでございます。次に第３４条のところでございますが、９ページをご覧いただきたいと思います。第２項でございます。資金管理上特に必要がある場合には、積立金の積み立てを行わず、積立資産の積み立てのみを行うことができる。ただし、この場合において、積立資産には積み立ての目的を明示した名称を付すとともに、理事会の承認を得なければならない。こちらにつきましても、従来は評議員会の議決を得るというところがあった訳でございますが、定款の変更により理事会の承認のみでおこなうということに改めたいものでございます。次に第３８条をご覧いただきたいと思いますが、こちらは省令の新設によるものでございますが、第３８条、負債の貸借対照表価額は、賞与引当金及び退職給付引当金を除き債務額とする。新たに追加されて条文でございます。次に第３９条。会計責任者は、毎月末日における債権及び債務の残高の内訳を調査し、必要がある場合には、取引の相手先に対し、残高の確認を行わなければならないということですが、こちらにつきましてはモデル経理規程の変更に伴いまして、言い回しを変更させていただくものでございます。１０ページにつきましては、後は条ずれ

によるものでございますので省略をさせていただきまして、１１ページをご覧いただきたいと思います。第４９条です。基本財産である固定資産の増加又は減少（第５１条に規定する減価償却等に伴う評価の減少を除く。）については、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。こちらも先ほどから出て来ております、現行の定款では評議員会の議決が必要とされるものが、新定款では理事会の承認で良いということでございますので、その部分の変更でございます。２項につきましても同じでございますが、現行、評議員会の議決が必要なものを、新定款の中では理事会の承認でいけるというものでございます。１２ページにつきましては、いずれも条ずれによるものでございますので、１３ページをご覧いただきたいと思います。第５８条につきましては、最初にご説明いたしました用語の変更ということでございます。計算関係書類という用語に統一させていただいております。第５９条についても同じでございます。１４ページに移りまして、第６０条でございますが、会計責任者は、第６条に規定する計算関係書類び財産目録案を作成し、会長に提出しなければならないということでございますが、こちらタイトル及び条文につきましては、規程により変更させていただいております。用語の変更でございます。第６１条につきましては追加になりますので、朗読させていただきます。第６１条、会長は、計算関係書類及び財産目録を監事に提出する。２項、会長は、次のいずれか遅い日までに、監事から、計算関係書類及び財産目録についての監査報告を受けなければならない。１５ページに移りまして、１号、計算書類の全部を提出した日から４週間を経過した日。２号、計算書類の附属明細書を提出した日から１週間を経過した日。３号、会長及び監事の間で合意により定めた日があるときは、その日。こちらにつきましては、いずれも計算書類の監査の手順等を記載したものでございます。次に第６２条でございます。会長は、第６１条の監査を受けた計算関係書類及び財産目録を理事会に上程し、承認を受けなければならない。２項、会長は、前項の承認を受けた計算書類及び財産目録並びに監査報告を定時評議員会の招集通知に添付し、計算書類及び財産目録について承認を受けなければならない。こちらにつきましても、計算書類の承認手続きに関する記載でございます。それから第６３条でございます。会計責任者は前条の理事会の承認を受けた計算関係書類及び財産目録並びに監査報告を定時評議員会の２週間前の日から５年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。こちらは、法改正によってその期間が定められたことを受けての追加でございます。第６４条、毎会計年

度終了後３か月以内に、計算関係書類及び財産目録並びに監査報告を所轄庁に提出しなければならない。こちらにつきましては、従来２か月以内であったものが３か月以内ということで１か月、期間としては延びたということで変更させていただくものでございます。第６５条、会長は、次に掲げる書類を主たる事務所に備え置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて閲覧に供さなければならない。１号、財産目録。２号、計算書類。３号、上記（２）の附属明細書。４号、監査報告書。２項、会長は、次に掲げる書類をインターネットにより公表しなければならない。１号、計算書類。いずれにつきましても、法改正により義務的に公表しなければならない書類を明示しているものでございます。第６６条、会長は、計算書類及び財産目録を作成し、監事の監査を経て、理事会の決議を得て、定時評議員会の承認を受けた後、遅滞なく資産の総額の登記を行う。こちらにつきましても従来からあったものでございますが、モデル経理規程の変更によりまして記載されている部分が変わっているというものでございます。次に第１０章でございますが、最初にもご説明いたしましたように、現行規程では会計監査と呼んでいるものが、内部監査及び任意監査という表現に改められております。次に１７ページをご覧いただきたいと思います。第１２章といたしまして、新たに社会福祉充実計画に関する章を起こしております。法改正によるものでございます。第７５条、社会福祉法第５５条の２第１項に定める方法により、毎会計年度において社会福祉充実残額の有無を計算しなければならない。第７６条、社会福祉充実残額がある場合には、社会福祉法第５５条の２第１項に定める方法により社会福祉充実計画を作成し、所轄庁に提出し承認を受けるものとする。こちらにつきましては、法改正によりまして全ての社会福祉法人に次年度以降、新たに義務化される部分ということでございます。それから変更前のほうでございますが、第１２章といたしまして第６８条並びに第６９条がございましたが、別の章に繰り入れさせていただいておりますので、こちらのほうは削除となっております。また変更後のほうにお戻りいただきまして、第７８条です。会長は、第６２条第２項の承認を受けた計算関係書類及び財産目録のうち、というふうにございますが、前の条のほうにつきましては、条ずれの影響によるもの。また、そのあとの下線、計算関係書類及び財産目録につきましては、表現の変更という部分でございます。それから１８ページ、一番下の附則でございますが、１９ページをご覧いただきたいと思います。２項といたしまして、当経理規程に定める届出及び公開に関しては計算関係書類及び財

産目。こちらも、目録の録が抜けております。誠に申し訳ございませんが追加をお願いいたします。財産目録（会計に関するもの）に限定しているが、情報公開に関する具体的な定めは別途定める情報公開規程による。というものを追加させていただきます。３項、この規程は、平成２９年４月１から実施するということで、今回につきましては法令の改正並びに定款の変更、それから全国社会福祉協議会が作成いたしました、社会福祉協議会向けのモデル経理規程の変更といったところの影響を受けての改正点ということでございますので、経理規程の一部改正について可決承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議　　長　はい。たくさんの項目がございます。ただいま事務局から説明を受けましたが、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

青木勘理事　（挙手）

議　　長　どうぞ。

青木勘理事　１点お尋ねしたいんですが、１ページ目のところにですね。会計監査に関する事項というものが今回、内部監査及び任意監査というように名称が変わった。こういうふうにおっしゃっておられました。私の間違った見解かも知れませんが、通常、会計監査というのと内部監査とは若干違うような意味があると私は思っているんですが。これに関しては規程の内部の条文の変更は無いということで、ちなみに添付されました条文を見てみますと、内部監査の所には、会長は必要があると認められる場合には法人内の会計業務が云々とこういうふうになっている訳ですね。内部監査については会計業務以外にもですね。いわゆる業務監査といいますか、そういったものが範疇に入ろうかと思うんですが、この辺のところについてはどういうふうにお考えでしょうか。

議　　長　事務局よろしくお願いします。

事務局長　はい。ありがとうございます。今回、大元が経理規程という部分で、会計に関する部分ということでその範囲が限定されているということもございますけれども、通常、内部監査及び任意監査というものが今後どういう形で発生して来るのか、まだ今の段階では想像がつかない部分がありますが、従来から行っていただいているような会計に関する監査。これが中心になって、実態としては大きく変わらないのかなというふうには考えているところでございますが、今回モデル経理規程の改正に伴いまして、それに従う形で言い回しのほうを変更させていただいているというような次第でございます。

議　　長　青木理事。いかがでしょうか。

青木勘理事　はい、わかりました。もう１点お尋ねなんですが、これは非常に

細かい話で恐縮なんですが、同じく６８条の任意監査の所なんですが。この条文は、会計の透明性をより高めるために、外部の会計専門家に対し、外部監査を依頼することができると。こうありますが、これの主語は誰ですか。

事務局長　はい、会長だと思われます。

青木勘理事　それは明記しなくてよろしいんでしょうか。

事務局長　こちらにつきましては、今回の変更モデル経理規程の中で示されていなかったために、こちらのほうでも変更の無い部分についての１つひとつの照らし合わせという作業を行っていませんでしたので、今ご意見賜りましたように主語が抜けている文章でございますので、会長が、という主語を付け加えることについて、わたくし自身何の異論もございませんので、そういうご意見でございましたら追加をさせていただきたいと思います。

青木勘理事　結構です。

議　　長　よろしいですか。他にご意見ございませんか。

ご意見が無ければ採決したいと思います。第１３号議案について、賛成の方は挙手願います。

理　　事　（全員挙手）

議　　長　ありがとうございます。全会一致により、可決承認します。続きまして日程番号６。第１４号議案、評議員候補者の推薦についてに入らせていただきます。事務局から提案お願いします。

在宅介護課長　はい、議長。第１４号議案、評議員候補者の推薦について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会評議員選出等の規程第１条により、別紙のとおり提案します。提案理由といたしまして、平成２９年３月３１日をもって、本会評議員の任期が満了することに伴い、評議員選出等の規程第１条１項 1 号に基づいて、次期評議員として選任・解任委員会に推薦したいためのものでございます。平成２９年３月２４日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長 長谷川悟。次のページをご覧ください。評議員候補者の被推薦者名簿（案)。敬称略で読ませていただきます。番号１。選出区分、(１)地域の福祉関係者。氏名、松阪治彦。経歴、民生児童委員。推薦理由、精華町民生児童委員協議会から推薦があったため。役員との関係、無し。兼職状況、無し。任期、平成２９年４月１日から平成３３年度定時評議員会終結の日。のものでございます。可決承認賜りますよう、よろしくお願いします。

議　　長　ただいま事務局から説明がございましたが、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

ご意見が無ければ採決したいと思います。第１４号議案について、賛成の方は挙手願います。

理　　事　　（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございます。全会一致により、可決承認します。続きまして日程番号７。第１５号議案、評議員候補者の推薦についてに入らせていただきます。事務局から提案お願いします。

在宅介護課長　はい、議長。第１５号議案、評議員候補者の推薦について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会評議員選出等の規程第１条により、別紙のとおり提案します。提案理由といたしまして、平成２９年３月３１日をもって、本会評議員の任期が満了することに伴い、評議員選出等の規程第１条１項 １ 号に基づいて、次期評議員として選任・解任委員会に推薦したいためのものでございます。平成２９年３月２４日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長 長谷川悟。次のページをご覧ください。敬称略で読ませていただきます。評議員候補者の被推薦者名簿（案)。番号１。選出区分、(１)地域の福祉関係者。氏名、保田邦子。経歴、民生児童委員。推薦理由、精華町民生児童委員協議会から推薦があったため。役員との関係、無し。兼職状況、無し。任期、平成２９年４月１日から平成３３年度定時評議員会終結の日。のものでございます。可決承認よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま事務局から説明を受けましたが、質疑がございましたら挙手にてよろしくお願いいたします。

ご意見が無ければ採決したいと思います。第１５号議案について、賛成の方は挙手願います。

理　　事　　（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございます。全会一致により、可決承認します。続きまして日程番号８。第１６号議案、評議員候補者の推薦についてに入らせていただきます。事務局から提案お願いします。

在宅介護課長　はい、議長。第１６号議案、評議員候補者の推薦について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会評議員選出等の規程第１条により、別紙のとおり提案します。提案理由といたしまして、平成２９年３月３１日をもって、本会評議員の任期が満了することに伴い、評議員選出等の規程第１条１項 １ 号に基づいて、次期評議員として選任・解任委員会に推薦したいためのものでございます。平成２９年３月２４日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長 長谷川悟。次のページをご覧ください。敬称略で読ませていただきます。評議員候補者の被推薦者名簿（案)。番号１。選出区分、(１)地域の福祉関係者。氏名、小西明一。経歴、民生児童委員。推薦理由、精華町民生児童委員協議会から推薦があったため。役員との関係、無し。兼職状況、無し。任期、平成２９年４月１日から平成３３年度定時評議員会終結の日。のものでございます。

可決承認よろしくお願いします。

議　　長　ただいま事務局から説明がございました。質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

ご意見が無ければ採決したいと思います。第１６号議案について、賛成の方は挙手願います。

理　　事　（１０名挙手）

議　　長　ありがとうございます。賛成多数により、可決承認します。続きまして日程番号９。第１７号議案、評議員候補者の推薦についてに入らせていただきます。事務局から提案お願いいたします。

在宅介護課長　はい、議長。第１７号議案、評議員候補者の推薦について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会評議員選出等の規程第１条により、別紙のとおり提案します。提案理由といたしまして、平成２９年３月３１日をもって、本会評議員の任期が満了することに伴い、評議員選出等の規程第１条１項 １ 号に基づいて、次期評議員として選任・解任委員会に推薦したいためのものでございます。

平成２９年３月２４日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長 長谷川悟。次のページをご覧ください。敬称略で読ませていただきます。評議員候補者の被推薦者名簿（案）。番号１。選出区分、（１）地域の福祉関係者。氏名、田中幸代。経歴、民生児童委員、キャラバンメイト。推薦理由、精華町民生児童委員協議会から推薦があったため。役員との関係、無し。兼職状況、無し。任期、平成２９年４月１日から平成３３年度定時評議員会終結の日まで、でございます。可決承認賜りますよう、よろしくお願いします。

議　　長　ただいま説明を受けましたが、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

ご意見が無ければ採決したいと思います。第１７号議案について、賛成の方は挙手願います。

理　　事　（全員挙手）

議　　長　ありがとうございます。全会一致により、可決承認します。続きまして日程番号１０。第１８号議案、評議員候補者の推薦についてに入らせていただきます。事務局お願いします。

在宅介護課長　はい、議長。第１８号議案、評議員候補者の推薦について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会評議員選出等の規程第１条により、別紙のとおり提案します。提案理由といたしまして、平成２９年３月３１日をもって、本会評議員の任期が満了することに伴い、評議員選出等の規程第１条１項 １ 号に基づいて、次期評議員として選任・解任委員会に推薦したいためのものでございます。

平成２９年３月２４日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会

会長 長谷川悟。次のページをご覧ください。敬称略で読ませていただきます。評議員候補者の被推薦者名簿（案)。番号１。選出区分、(１)地域の福祉関係者。氏名、白畑丈子。経歴、民生児童委員、精華女性の会会長。推薦理由、精華町民生児童委員協議会から推薦があったため。役員との関係、無し。兼職状況、無し。任期、平成２９年４月１日から平成３３年度定時評議員会終結の日まで、でございます。可決承認賜りますよう、よろしくお願いします。

議　　長　ただいま説明を受けましたが、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

ご意見が無ければ採決したいと思います。第１８号議案について、賛成の方は挙手願います。

理　　事　（全員挙手）

議　　長　ありがとうございます。全会一致により、可決承認します。続きまして日程番号１１。第１９号議案、評議員候補者の推薦についてに入らせていただきます。事務局お願いします。

在宅介護課長　はい、議長。第１９号議案、評議員候補者の推薦について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会評議員選出等の規程第１条により、別紙のとおり提案します。提案理由といたしまして、平成２９年３月３１日をもって、本会評議員の任期が満了することに伴い、評議員選出等の規程第１条１項 １ 号に基づいて、次期評議員として選任・解任委員会に推薦したいためのものでございます。

平成２９年３月２４日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長 長谷川悟。敬称略で読ませていただきます。評議員候補者の被推薦者名簿（案)。番号１。選出区分、(１)地域の福祉関係者。氏名、大冨利子。経歴、デイサービスかしのきボランティア、植田友遊サロンボランティア。推薦理由、本会が経営する通所介護事業において、永年に渡りボランティアをされており、事業内容にも精通されていることから、評議員として適正な視点での判断が仰げると思われるため。役員との関係、無し。兼職状況、無し。任期、平成２９年４月１日から平成３３年度定時評議員会終結の日まで、でございます。可決承認賜りますよう、よろしくお願いします。

議　　長　ただいまの説明におきまして、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

ご意見が無ければ採決したいと思います。第１９号議案について、賛成の方は挙手願います。

理　　事　（全員挙手）

議　　長　ありがとうございます。全会一致により、可決承認します。続き

まして日程番号１２。第２０号議案、評議員候補者の推薦についてに入らせていただきます。事務局お願いいたします。

在宅介護課長　はい、議長。第２０号議案、評議員候補者の推薦について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会評議員選出等の規程第１条により、別紙のとおり提案します。提案理由といたしまして、平成２９年３月３１日をもって、本会評議員の任期が満了することに伴い、評議員選出等の規程第１条１項 1 号に基づいて、次期評議員として選任・解任委員会に推薦したいためのものでございます。平成２９年３月２４日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長 長谷川悟。敬称略で読ませていただきます。評議員候補者の被推薦者名簿（案)。番号１。選出区分、(１)地域の福祉関係者。氏名、片上智嗣。経歴、おもちゃ病院ボランティア、災害ボランティアコーディネーター。推薦理由、おもちゃ病院ボランティアとして子育て世帯などへの活動に努められ、また災害ボランティアコーディネーターとして地域への防災啓発活動をされています。評議員として、広い視野で社協が実施する事業について判断していただけると思われるため。役員との関係、無し。兼職状況、無し。任期、平成２９年４月１日から平成３３年度定時評議員会終結の日まで、でございます。可決承認賜りますよう、よろしくお願いします。

議　　長　ただいまの説明におきまして、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

ご意見が無ければ採決したいと思います。第２０号議案について、賛成の方は挙手願います。

理　　事　（全員挙手）

議　　長　ありがとうございます。全会一致により、可決承認します。続きまして日程番号１３。第２１号議案、評議員候補者の推薦についてに入らせていただきます。お願いいたします。

地域福祉課担当課長　はい、議長。第２１号議案、評議員候補者の推薦について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会評議員選出等の規程第１条により、別紙のとおり提案します。提案理由といたしまして、平成２９年３月３１日をもって、本会評議員の任期が満了することに伴い、評議員選出等の規程第１条１項 1 号に基づいて、次期評議員として選任・解任委員会に推薦したいためのものでございます。平成２９年３月２４日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長長谷川悟。２ページに変わりまして、評議員候補者の被推薦者名簿（案）でございます。敬称略で読ませていただきます。番号１。選出区分、(１)地域の福祉関係者。氏名、新田清治。経歴、災害ボランティアコーディネーター、元民生児童委員。推薦理由、精

華町災害ボランティアセンターから推薦があったため。役員との関係、無し。兼職状況、無し。任期、平成２９年４月１日から平成３３年度定時評議員会終結の日まで、でございます。どうか可決承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議　　長　ただいま説明を受けましたが、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

ご意見が無ければ採決したいと思います。第２１号議案について、賛成の方は挙手願います。

理　　事　（１０名挙手）

議　　長　ありがとうございます。賛成多数により、可決承認します。続きまして日程番号１４。第２２号議案、評議員候補者の推薦についてに入らせていただきます。事務局お願いいたします。

地域福祉課担当課長　はい、議長。第２２号議案、評議員候補者の推薦について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会評議員選出等の規程第１条により、別紙のとおり提案します。提案理由といたしまして、平成２９年３月３１日をもって、本会評議員の任期が満了することに伴い、評議員選出等の規程第１条１項２号に基づいて、次期評議員として選任・解任委員会に推薦したいためのものでございます。平成２９年３月２４日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長長谷川悟。２ページに変わりまして、評議員候補者の被推薦者名簿（案）でございます。敬称略で読ませていただきます。番号１。選出区分、（２）。申し訳ございません、福の字が重複しております。社会福祉事業を経営する役職員。氏名、鬼塚章子。経歴、プラッツ設立理事、元保育士。推薦理由、特定非営利活動法人プラッツ（おーぷんせさみ）から推薦があったため。役員との関係、無し。兼職状況、無し。任期、平成２９年４月１日から平成３３年度定時評議員会終結の日まで、でございます。どうか可決承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議　　長　ただいまの説明におきまして、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

ご意見が無ければ採決したいと思います。第２２号議案について、賛成の方は挙手願います。

理　　事　（全員挙手）

議　　長　ありがとうございます。全会一致により、可決承認します。続きまして日程番号１５。第２３号議案、評議員候補者の推薦についてに入らせていただきます。事務局お願いいたします。

地域福祉課担当課長　はい、議長。第２３号議案、評議員候補者の推薦について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会評議員選出等の規程第１条により、別紙のとおり提案します。提案理由といたしまして、平成２９年

３月３１日をもって、本会評議員の任期が満了することに伴い、評議員選出等の規程第１条１項２号に基づいて、次期評議員として選任・解任委員会に推薦したいためのものでございます。平成２９年３月２４日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長長谷川悟。次のページ、お願いします。評議員候補者の被推薦者名簿（案）でございます。敬称略で読ませていただきます。番号１。選出区分、（２）社会福祉事業を経営する役職員。氏名、齊藤裕三。経歴、社会福祉法人施設長。推薦理由、社会福祉法人カリタス会（神の園）から推薦があったため。役員との関係、無し。兼職状況、無し。任期、平成２９年４月１日から平成３３年度定時評議員会終結の日まで、でございます。どうか可決承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議　　長　ただいま事務局から説明を受けましたが、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

ご意見が無ければ採決したいと思います。第２３号議案について、賛成の方は挙手願います。

理　　事　（全員挙手）

議　　長　ありがとうございます。全会一致により、可決承認します。続きまして日程番号１６。第２４号議案、評議員候補者の推薦についてに入らせていただきます。事務局お願いいたします。

地域福祉課担当課長　はい、議長。第２４号議案、評議員候補者の推薦について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会評議員選出等の規程第１条により、別紙のとおり提案します。提案理由といたしまして、平成２９年３月３１日をもって、本会評議員の任期が満了することに伴い、評議員選出等の規程第１条１項３号に基づいて、次期評議員として選任・解任委員会に推薦したいためのものでございます。平成２９年３月２４日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長長谷川悟。２ページをお願いします。評議員候補者の被推薦者名簿（案）でございます。敬称略で読ませていただきます。番号１。選出区分、（３）学識・知識経験者。氏名、片岡哲也。経歴、司法書士。推薦理由、ガバナンスの強化という法改正の趣旨を踏まえ、司法書士という専門的見地から法人の運営をみていただくことができるため。役員との関係、無し。兼職状況、無し。任期、平成２９年４月１日から平成３３年度定時評議員会終結の日まで、でございます。どうか可決承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議　　長　ただいまの事務局からの説明におきまして、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

ご意見が無ければ採決したいと思います。第２４号議案について、

賛成の方は挙手願います。

理　　事　（全員挙手）

議　　長　ありがとうございます。全会一致により、可決承認します。続きまして日程番号１７。第２５号議案、評議員候補者の推薦についてに入らせていただきます。事務局お願いいたします。

地域福祉課担当課長　はい、議長。第２５号議案、評議員候補者の推薦について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会評議員選出等の規程第１条により、別紙のとおり提案します。提案理由といたしまして、平成２９年３月３１日をもって、本会評議員の任期が満了することに伴い、評議員選出等の規程第１条１項３号に基づいて、次期評議員として選任・解任委員会に推薦したいためのものでございます。平成２９年３月２４日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長長谷川悟。次の２ページをご覧ください。評議員候補者の被推薦者名簿（案）でございます。敬称略で読ませていただきます。番号１。選出区分、（３）学識・知識経験者。氏名、村岡大輔。経歴、税理士。推薦理由、ガバナンスの強化という法改正の趣旨を踏まえ、税理士という専門的見地から法人の運営をみていただくことができるため。役員との関係、無し。兼職状況、無し。任期、平成２９年４月１日から平成３３年度定時評議員会終結の日まで、でございます。どうか可決承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議　　長　ただいま事務局から説明を受けましたが、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

ご意見が無ければ採決したいと思います。第２５号議案について、賛成の方は挙手願います。

理　　事　（全員挙手）

議　　長　ありがとうございます。全会一致により、可決承認します。続きまして日程番号１８。第２６号議案、評議員候補者の推薦についてに入らせていただきます。事務局お願いいたします。

地域福祉課担当課長　はい、議長。第２６号議案、評議員候補者の推薦について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会評議員選出等の規程第１条により、別紙のとおり提案します。提案理由といたしまして、平成２９年３月３１日をもって、本会評議員の任期が満了することに伴い、評議員選出等の規程第１条１項３号に基づいて、次期評議員として選任・解任委員会に推薦したいためのものでございます。平成２９年３月２４日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長長谷川悟。次の２ページをご覧ください。評議員候補者の被推薦者名簿（案）でございます。敬称略で読ませていただきます。番号１。選出区分、（３）学識・知識経験者。氏名、錦 光榮。経歴、

人権擁護委員、地区福祉推進委員。推薦理由、人権擁護委員として活動されており、また、小地域福祉委員会設置地区の福祉推進委員として積極的に福祉活動に携われていることから、広い見地で社会福祉活動を見ていただくことができると思われるため。役員との関係、無し。兼職状況、無し。任期、平成２９年４月１日から平成３３年度定時評議員会終結の日まで、でございます。可決承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議　　長　　ただいま事務局から説明を受けましたが、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

ご意見が無ければ採決したいと思います。第２６号議案について、賛成の方は挙手願います。

理　　事　　（全員挙手）

議　　長　　ありがとうございます。全会一致により、可決承認します。続きまして日程番号１９。第２７号議案、評議員候補者の推薦についてに入らせていただきます。事務局お願いいたします。

地域福祉課担当課長　　はい、議長。第２７号議案、評議員候補者の推薦について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会評議員選出等の規程第１条により、別紙のとおり提案します。提案理由といたしまして、平成２９年３月３１日をもって、本会評議員の任期が満了することに伴い、評議員選出等の規程第１条１項４号に基づいて、次期評議員として選任・解任委員会に推薦したいためのものでございます。平成２９年３月２４日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長長谷川悟。２ページをご覧ください。評議員候補者の被推薦者名簿（案）でございます。敬称略で読ませていただきます。番号１。選出区分、（４）経済団体が推薦する者。氏名、吉田一雄。経歴、精華町商工会会長。推薦理由、精華町商工会から推薦があったため。役員との関係、無し。兼職状況、無し。任期、平成２９年４月１日から平成３３年度定時評議員会終結の日まで、でございます。可決承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議　　長　　質疑がございましたら、挙手にてお願いいたします。

中西理事　　（挙手）

議　　長　　どうぞ。

中西理事　　理事の中西です。全体通じて、ちょっとお聞きしたいんですけどね。これ、１４名ですか。評議員。こういう経歴とか推薦理由があって、今までの評議員の決め方いうのはね、この規程が変わってこんなように変わってきたというか、ちょっと決め方ね。今までどおり、こういう決め方してはったんか、ちょっと教えて欲しいなと思って。これやっぱり、変わってますの。評議員はこういう、今までどおり。決めてきはったん。こういうやり方で。僕も

まだ理事が浅いからね、１年程しかしてませんし。ちょっとそれ聞きたいなと思いまして。すいません。

議　　長　事務局ご説明お願いします。

事務局長　はい。過去の評議員や理事の選任の手続きにつきましては、一括で提案させていただいた時もあったんですけれども、今回、法改正を受けまして、法の中に書かれている訳ではございませんけれども、国の通知の中には、お１人おひとりですね。一括ではなくて、お１人ずつお諮りするということで明示されておりますので、それに倣いまして、お１人ずつ選任手続きをさせていただいていると。今回の場合、まだ推薦手続きでございますけれども。そういう国からの通知に基づいて、お１人ずつ推薦をさせていただいております。

中西理事　はい、今の説明でわかりました。以上です。

議　　長　よろしいですか。他にございませんか。
ご意見が無ければ採決したいと思います。第２７号議案について、賛成の方は挙手願います。

理　　事　（全員挙手）

議　　長　ありがとうございます。全会一致により、可決承認します。続きまして日程番号２０。第２８号議案、平成２８年度第１回評議員選任・解任委員会の招集についてに入らせていただきます。事務局お願いいたします。

地域福祉課担当課長　はい、議長。第２８号議案、平成２８年度第１回評議員選任・解任委員会の招集について。本会評議員選任・解任委員会を招集するにあたり、別紙のとおり提案します。提案理由といたしまして、平成２９年３月３１日をもって現評議員の任期が満了することに伴い、平成２９年４月１日から就任される評議員を選任するために、本会評議員選任・解任委員会運営細則第６条「 委員会は、理事会の決議に基づき、会長が召集する。」に基づいて、評議員選任・解任委員会を招集するにあたり、理事会での決議を得たいためのものでございます。平成２９年３月２４日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長 長谷川悟。２ページ目の別紙をご覧ください。平成２８年度第１回評議員選任・解任委員会の招集について。１番、招集目的といたしまして、平成２９年３月３１日をもって現評議員の任期が満了することに伴い、本会定款第７条１項に基づいて、平成２９年４月１日から就任される評議員を選任することを目的とする。２．開催日時、平成２９年３月２８日火曜日。午後２時から午後３時予定。３．開催場所、精華町地域福祉センターかしのき苑１階会議室。４．招集する委員、本会評議員選任・解任委員会委員３名。（１）島中秀司、本会監事。（２）杉

山典寿、本会事務局員。（３）和所正樹、外部委員、となっています。５．根拠規則、本会評議員選任・解任委員会運営細則。以上となっておりまして、どうか可決承認賜りようよろしくお願い申し上げます。

議　　長　ただいまの説明におきまして、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。
ご意見が無ければ採決したいと思います。第２８号議案について、賛成の方は挙手願います。

理　　事　（全員挙手）

議　　長　ありがとうございます。全会一致により、可決承認します。続きまして日程番号２１。第２９号議案、平成２９年度事業計画についてに入らせていただきます。事務局お願いいたします。

事務局長　はい、議長。第２９号議案、平成２９年度事業計画について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会平成２９年度事業計画（案）について、別紙のとおり提案します。提案理由といたしましては、定款第１５条１項１号に基づいて、平成２９年度事業計画（案）の同意を得たいためのものでございます。平成２９年３月２４日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長 長谷川悟。それでは、平成２９年度事業計画（案）をご覧いただきたいと思いますが、まず構成からご説明をさせていただきたいと思います。１ページに目次をご用意しております。作りといたしましては例年と同じように構成しております。ローマ数字ⅠからⅣまでの構成となっておりまして、Ⅰには社会福祉を取り巻く環境と社会福祉協議会。Ⅱでは基本方針。Ⅲではセクション別重点目標。Ⅳでは事業活動計画として、構成させていただいております。それでは、２ページ目のローマ数字Ⅰ、社会福祉を取り巻く環境と社会福祉協議会の所をご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては全体的傾向ということでございますので、朗読をさせていただきたいと思います。今日、少子高齢化の進展や家族形態の多様化、コミュニティ機能の低下が進む中、公的な制度だけでは解決できない様々な問題が発生しています。また、経済的困窮や引きこもり、虐待、権利侵害、不登校、離職など様々な要因によって、高齢者や障がい者に限らず、生きづらさを抱える人が増加し、社会的孤立が大きな社会問題として取り上げられています。このような状況の中、平成２８年度は、厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「制度の縦割りの限界」や「つながりの再構築」について検討が進められているところです。これらの社会的課題については、従来から社会福祉協議会が積極的に取り組んできたことと大きな差異はないものの、住民主体の地

域福祉を推進する中核的な組織として「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目ざして、地域に密着した事業に取り組むとともに、役職員が一丸となって、地域住民や民生児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア、ＮＰＯ団体、行政などと協働しながら、深刻な生活課題や社会的孤立などの地域の課題に向き合い、「地域共生社会」の実現を目ざしてこれまでの活動をより強く推進することが期待されています。一方、平成２９年度から全面施行される社会福祉法人制度改革においては、基本視点として、公益性・非営利性の徹底や、住民に対する説明責任、地域社会への貢献を社会福祉法人に対して強く求めています。特に、公益性の高い法人として税制優遇措置が講じられているため、保有する財産は、計画的に福祉サービスに再投下し、地域に還元すること（地域公益事業）が求められています。本会では『地域で共に助けあい 支えあうまちづくり』の実現を目ざして、従来から重点事業として取り組みを進めている「地域福祉活動の推進」と「介護サービスの充実」に加えて、「地域公益事業の実施」を中核に掲げて、社会福祉法人として住民参加の促進を有機的に推進しながら、社会的孤立、生活困窮などの新たな福祉ニーズに積極的に取り組む必要があります。財政面では、介護保険制度の改正並びに介護報酬の見直しにより、本会における介護事業収入は減少傾向ですが、新設予定の介護職員処遇改善加算をはじめとする各種加算を積極的に取得することにより、事業者として介護従事者等の処遇改善を実施し、働きがいと魅力のある職場を築き、積極的に専門職の確保と人材育成に取り組み、安定した法人運営を目ざします。以上が、社会福祉を取り巻く環境と社会福祉協議会についてでございます。次に３ページでございますが、基本方針といたしまして、今回は４年前に策定いたしました第３次の地域福祉活動計画。この考え方に基づいて、毎年基本方針を掲げている訳でございますが、このスタンスは平成２９年度も変わらずということでございます。まず基本方針の１は、住民が主役の地域福祉活動を支えていきます、ということでございます。冒頭の説明の中でも触れましたように、住民の方々の福祉課題が非常に複雑化してきているということから、公的制度外のニーズに柔軟に対応できるような体制が求められているということと、それに加えて社会的孤立というものも大きな課題として表れてきているところでございますので、精華町社協といたしましては居場所づくりといった視点で、地域の中に根ざした活動拠点を整備していきたいということを掲げさせていただいております。それから、基本方針の２でございますが、タイトルは社協の特性を活かして、住

民の立場に立った地域生活を支えていきます。こちらは皆さま方もご存知のように、次の４月から大きく介護保険制度が改正されることに伴いまして各種事業が再編されたりしているところです。精華町社協といたしましても、これまでご利用いただいていた方がご不便を感じることなくですね。更に、新しく対象となる方々もお受けできるような、そんな体制整備を進めていきたいという思いで、地域包括ケアシステムの考え方に倣いまして、より一層こういった地域の活動を進めていきたいというふうに考えております。それから基本方針３でございますが、タイトルは、時代の変化に対応して社協の体制づくりをめざすというものでございます。先ほど冒頭のところにもございましたけれども、社会福祉法が全面施行される年ということもございます。特に求められているのは、これからやろうとしていること、また、取り組んできたことを住民の皆さま方にしっかりと説明責任を果たしていくと。その体制を構築していくというようなことが求められているのかなというふうに考えているところでございまして、これまでもご承認賜りましたように、役員定数の改正。また、評議員定数の改正というところもあった訳でございますが、またより一層、役職員が一丸となって、経営体制の強化を図っていきたいというふうに考えているところでもありますので、そういった旨、触れさせていただいております。４ページに移りまして、こちらは課、並びに係ごとのセクション別の重点目標というものを６点、挙げさせていただいております。時間の関係で朗読は省略させていただきたいと思いますが、次の各論の部分でございますが、６ページからの事業活動計画のところで、新しい取り組み、並びに重点的に取り組んでいきたい部分をご説明させていただきたいと思います。６ページです。まず、１番の地域福祉課の総務係でございますが、（１）の④でございます。評議員選任・解任委員会の開催ということで、ただいまご承認も賜った訳でございますが、必要に応じて今後開催していくというものでございます。次に⑤でございますが、役員・顧問及び評議員の改選事務ということでございます。４月１日から新法が施行されるということで、早速でございますが、評議員の改選手続きがすぐに必要となってくるということでございます。その後、６月頃でございますが、定時評議員会が終結してすぐに新役員を選考させていただきまして、ただちに理事会を開催していくと。そんな流れで進めていきたいというふうに考えております。次に、同じ６ページ２番の地域福祉課地域支援係の取り組みでございますが、（２）の①小地域福祉委員会２０か所の活動支援業務の中でございますが、小学校区圏域の校

区連絡会の検討というものを新規に挙げさせていただいております。現在、精華町内、自治会が４２か所ほどある中で、その内２０か所に小地域福祉委員会が設置されたと。約半数に設置されたということで、第３次の地域福祉計画の中でも、期間中には小学校区圏域の校区連絡会。仮称でございますが、こういったものが必要かどうか検討していくということが計画の中に位置付けられておりますので、２０か所となった現在、その検討を平成２９年度ですね。その検討を進めて参りたいと考えております。こちらのほうにつきましては、結論ありきということではなくてですね。白紙のところから、必要性が有るかどうかというところを検討させていただきたいというふうに考えております。次に、７ページに移りまして、上から３行目。④の所、ふれあいサポート事業の実施。こちら重点事業として掲げております。内容といたしましては支援体制の強化を目ざしておりまして、協力会員。いわゆる担い手のほうでございますが、この体制を５０名に引き上げていきたいという目標でございます。前年度実績からプラス１４名ということで、現行３６名の協力会員でこの事業を運営しておりますが、これを５０名まで引き上げていきたいという目標でございます。それから８ページに移りまして、３番、地域福祉課南部地域包括支援センターの（１）予防給付等に関するケアマネジメント業務の②でございます。新総合事業介護予防ケアマネジメント、新規とさせていただいております。こちらは先ほども触れましたように、４月から介護保険制度が改正されまして、新総合事業が精華町で開始されることとなります。その新総合事業をご利用なさる方々のケアマネジメントが必要となって参りますので、これを地域包括支援センターで担っていくということで、新規事業として挙げさせていただいております。次に４番。在宅介護課居宅介護支援係の（３）をご覧いただきたいと思います。地域での介護相談業務の実施。新規として挙げさせていただいております。従来、こちらはケアマネジャーの係でございますので、要介護者のケアプラン作成業務というのが中心業務である訳ですけれども、その知識、経験を、地域で有効にご活用いただくという意味から、地域での介護相談業務を新たに初めていきたいと考えているところでございます。次に５番、在宅介護課訪問介護係でございます。（１）要介護者・要支援者への訪問介護事業の実施として、重点事業として掲げております。内容といたしましては、１か月延べ利用回数を７００回を目ざすものでございます。前年度実績と比較いたしますと、８００回からマイナス１００回ということで、マイナスの重点計画となる訳でございますが、再三ご説明してお

りますように、要支援者の訪問介護事業がガラっと大きく変わるということで、新総合事業のほうに原則移行されるということから、恐らく通常であれば１５０回から２００回程度、現行のサービスの利用回数が減るであろうという見立てでございますので、純粋に考えますと、現在８００回程度というものが６００回から６５０回程度まで減ってしまうというのが推測である訳でございますが、その中でも１か月あたりの延べ利用回数７００回をキープしていきたいということの目標でございます。次に９ページに移りまして、６番です。通所介護課通所介護係でございます。（１）要介護者・要支援者への通所介護事業の実施。重点事業として挙げさせていただいております。目標の稼働率は８０％ということで、前年度実績からプラス７％を目標数値に掲げております。こちらの事業につきましても、先ほどの訪問介護と同様、制度改正によりまして特に要支援者の利用者が減るものというふうに予測を立てております。状況によりましては、現在の定員。１日あたり３５名の定員でございますが、これを見直していくことも視野に入れているところでございますが、目標稼働率といたしましては８０％を掲げたいという提案でございます。次に（２）認知症要介護者・要支援者への通所介護事業、愛称は、ほっとぴあという名称で運営をしておりますが、の実施ということで、重点事業として挙げております。目標の稼働率６５％といたしまして、前年度実績からプラス１０％という目標数値でございます。（２）の事業のほうにつきましては、引き続き要介護、要支援の方もこのままご利用いただける事業ということでございます。次に（３）通所型サービスＡ「おたっしゃ倶楽部」の実施。新規でございます。こちらにつきましては、下に米印付きで注釈を入れておりますが、平成２８年度までは委託事業として実施しておりました。このたびの制度改正に伴いまして、平成２９年度からは自主事業として実施するため、制度上、新規事業として位置付けております。実態としては大きく変わるものではないということでご了承賜りたいと思っておりますが、こちらにつきましては、先ほどの要支援者の受け皿になる事業という位置付けでございまして、訪問介護、通所介護の要支援者の方というのは減っていくことが予測される訳ですが、その代わりの受け皿として、こちらの事業につきましては少しずつ稼働が増えていくのではないかと考えているところでございまして、現在は毎週金曜日。週１回開催しているところでございますが、４月以降につきましては水曜日と金曜日。週２回実施をすることで、その役割を果たしていきたいと考えているものでございます。更に需要があれば、週２回から週３

回とかいうふうに、これは状況を見ながら変更していきたいと考えております。次に７、チーム運営という所でございますが、１０ページでございます。（４）です。第４次地域福祉活動計画の策定業務。新規として挙げております。現在活用させていただいております、第３次地域福祉活動計画の終わりの年度が平成２９年度ということでございます。５か年計画を立てている訳でございますが、その最終年度ということでございまして平成３０年度以降の計画が今のところ無い状況でございますので、来年度１年間をかけまして、第４次の地域福祉活動計画。基本的には５年計画ということで、平成３０年度から３４年度までという見込みでございますが、この中期計画を来年度１年間かけて策定していきたいと考えているところでございます。こちら、予算の規模といたしまして５００万円程度掲げておりますが、今回は３回策定してきた経験と実績がございますので、職員中心で立てていきたいという考え方でございます。職員中心といいましても当然、関係機関の方々、住民の皆さまのお力もお借りしながらということでございますが、コンサル業者を使わずに作っていきたいという考え方でございまして、この５００万円の大部分はその中心的にあたる職員の人件費ということでご理解を賜りたいと思っております。次に（５）でございますが、居場所づくり支援事業の実施。①の絆カフェにつきましては継続実施。従来どおり実施するという計画でございますが、新たに②といたしまして、空き家等を活用した地域での多様な居場所づくりというものを新規、重点として掲げたいと思っております。内容でございますが、子育て支援や子どもの学習支援、高齢者の健康体操など多様な機能を併せ持つ拠点を１か所整備し、地域住民（ボランティア）や福祉関係団体と協働運営していきたいというふうに考えております。これにつきましては、タイトルにもございますように空き家などを有効活用できないかということも考えているところでございまして、新たにそんな取り組みを今、企画しているところでございます。以上が、平成２９年度の事業計画といたしましてまとめたものでございまして、時間の関係上、新規並びに重点を中心にご説明をさせていただきましたが、どうか可決承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議　　長　ありがとうございます。事務局から説明を受けましたが、次の第３０号議案。平成２９年度収支予算につきましても、この事業計画と関連する部分が多いと思いますので、先に第３０号議案について―

青木勘理事　すいません。

議　　長　　はい。
青木勘理事　長時間になってますんで、休憩挟んでもらえませんか。
議　　長　　休憩ですか。どうですか。
理　　事　　（全員了承）
議　　長　　それでは、ただいまから１０分休憩とさせていただきます。

（１０分間の休憩後、再開）

議　　長　　では、開始させていただきます。ただいま事務局から２９年度案につきまして説明を受けましたが、次の第３０号議案。平成２９年度収支予算につきましても、この事業計画と関連する部分が多いと思いますので、先に第３０号議案について提案いただきまして、後ほど一括で時間を取らせていただきたいと思います。なお、採決につきましてはそれぞれに諮らせていただきますので、ご了承をお願いいたします。引き続き、第３０号議案、平成２９年度収支予算について事務局から提案願います。
事務局長　　はい、議長。第３０号議案、平成２９年度収支予算について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会平成２９年度収支予算（案）について、別紙のとおり提案します。提案理由といたしましては、定款第１５条１項１号に基づいて、平成２９年度収支予算（案）の同意を得たいためのものでございます。平成２９年３月２４日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長 長谷川悟。それでは、平成２９年度収支予算（案）の冊子のほうをご覧いただきたいと思います。１枚表紙をおめくりいただきますと、左側に目次をご用意しております。まず１番の資金収支予算書というものが、法人全体の収支予算書となっております。本会では２つの拠点を設けておりますので、３ページ以降に社会福祉事業の拠点の予算。それから、２９ページ以降に公益事業拠点の予算をそれぞれご用意させていただいております。まずは、全体傾向をご説明したいと思いますので、１ページの法人全体の総括表を以ってご説明させていただきたいと思います。勘定科目の一番左端。上段にあります、事業活動による収支という所からになります。まず、収入の合計額といたしましては、当初予算額 233,760 千円という見積でございます。これは前年度と比較いたしますと、マイナス 8,804 千円という規模でございます。対しまして、この支出の当初予算額でございますが、233,944 千円ということで、前年度比ではマイナス 348 千円という規模でございます。事業活動による収支の所の単純差引でございますが、事業活動資金収支差額（３）でございますが、当初予算額ではマイナス 184 千円という規模となって

おります。次に中段にございます、施設整備等による収支という所でございますが、収入はございませんので支出のみとなっておりますが、固定資産取得支出として166千円を計上しております。この区分の収支でございますが、施設整備等資金収支差額（６）という所。収入０円でございますので、収支差はマイナス166千円となっております。３つ目の区分。その他の活動による収支という所でございますが、収入の部。その他の活動収入計（７）という所ですが、当初予算額が13,937千円。前年比ではマイナス917千円という規模でございます。対しまして支出でございますが、（８）という所でございますが、当初予算額は18,486千円で、前年比はマイナス10,893千円という規模でございます。その下、その他の活動資金収支差額という所。（９）の欄でございますが、マイナス4,549千円。前年比ではプラス9,976千円という規模でございます。当初予算を縦に見ていただきますと、予備費支出（10）という所で予備費200千円を計上いたしまして、その下、当期資金収支差額合計（11）という所。これは全ての区分で、単純に平成２９年度の収支の差し引きをした所でございますが、こちらがマイナス5,099千円という当初予算でございます。前年比ではプラス4,787千円という規模でございます。これに、下から２行目でございますが、前期末支払資金残高（12）の所をご覧いただきますと、当初予算額116,270千円というものでございますので、これから、その上にあります（11）の金額を引いたものが当期末。すなわち、平成２９年度末の支払資金残高の推定というものでございます。これが111,171千円という見込みになるものでございます。以上が、全体傾向としてご説明を申し上げるものでございます。内容につきましては、３ページからをご覧いただきたいと思います。大きな変更があった部分を中心にご説明をさせていただきたいと思います。３ページにつきましては、社会福祉事業拠点の説明でございます。まず事業活動による収支の収入の所でございますが、大区分の２つ目。寄付金収入の所でございます。当初予算が500千円ということで、増減はマイナス10,000千円となってございます。こちらは小区分の中で指定寄付金が大きく減っている訳でございますが、先ほどもご説明いたしましたように、平成２８年度は１千万円の大口のご寄付を賜りましたので、例年どおりの500千円という規模で再度見積りを挙げさせていただいているところでございます。次に大区分の３つ目。経常経費補助金収入という所の、中区分の３つ目。共同募金配分金収入という所で、当初予算が4,348千円。前年からマイナス566千円という規模となっております。特に小区分の１番目。一般募金配分金収

入という所でございますが、前年比 60 万円余りの収入減となっておりますが、２年間、京都府からの特別助成を平成２７年度と平成２８年度は受けた訳でございますが、２年間の期限付きの補助金でございましたので、これが終了することによって収入は 60 万円程度下がる見込みでございます。次に中区分のその下。助成金収入という所でございますが、小区分に書いておりますようにキャリアアップ助成金収入というものを受けたいと考えております。前年度 0 円でございましたので当初予算額どおり 1,000 千円という見込みでございますが、こちらにつきましては新たに職員を雇用したり、また、内部登用したりした場合に、国の基準に基づいてキャリアアップ助成金が交付されるという内容のものでございまして、新規として挙げさせていただいております。次に大区分、受託金収入をご覧いただきたいと思います。当初予算額は 13,334 千円を見込んでおりまして、前年比はマイナス 3,367 千円という規模でございます。主な理由といたしましては、小区分の２つ目にございますが、地域包括ケア総合受託金収入。これを、当初予算では 0 円として挙げさせていただいております。平成２８年度につきましても補正予算として、年度の途中で受託が決定した時に計上をさせていただいておりますが、当初予算としましては 0 円として計上させていただいておりますので、前年比としますとマイナス 1,994 千円というスタートとなることをご理解いただきたいと思います。それから、その小区分の一番下にございますが、生きがい活動支援通所事業受託金収入でございます。当初予算額 0 円としております。前年度予算が 1,157 千円でございましたので、前年比はマイナス 1,157 千円となっております。これは先ほど事業計画の中でも触れましたように、この生きがい活動支援通所事業は通所型サービスＡとして新たに生まれ変わるというようなイメージでございまして、町からの受託ではなくなるということから、この勘定科目では 0 円と。受託事業ではなくなりますので、受託費は 0 円となるということでご理解いただきたいと思います。次に４ページをご覧いただきたいと思います。大区分の上から２つ目。介護保険収入でございます。当初予算は 135,124 千円。増減で見ますと前年比はプラス 2,249 千円を見込んでおります。主な理由でございますが、小区分の一番上でございますが、介護報酬収入という所で前年比のプラス 2,898 千円というものがございます。こちらは自然増と、冒頭の議案で提案させていただきましたが、処遇改善率がアップされることから、収入が少し上向くものというふうに予測を立てているところでございます。更にその下の介護予防報酬収入という所につきましては、前年比でマイナ

ス 4,707 千円という見込みでございますが、こちらにつきましては制度改正によりまして介護予防。すなわち、要支援の方のご利用は減るものと推測をしておりまして、その規模につきましてはおおよそ４０％ほど利用が下がるのではないかと考えているところでございます。同じく、この小区分の中の一番下でございますが、通所型サービスＡ負担金収入という所がございますが、こちらは当初予算 311 千円。前年度予算が 0 円ということでございますので、プラス 311 千円。新規となっております。先ほど申し上げました、受託事業でありました生きがい活動支援通所事業のほうで収入が無くなっておりますが、新たにこちらのほうで介護保険収入として計上させていただいております。それから大区分のその下、障害福祉サービス等事業収入という所でございますが、当初予算 2,120 千円を見込んでおります。前年比でプラス 855 千円という規模でございます。こちらにつきましては単価など大きな変更はございませんが、利用者数が増加してきているという状況を踏まえまして、上方修正といいますか、当初予算を見積らせていただいているところでございます。対しまして、５ページのほうからが支出の部となっておりますが、大区分の１つ目。人件費支出の所をご覧いただきたいと思います。当初予算 129,834 千円。前年比ではプラス 3,642 千円を見込んでおります。主な理由といたしましては、中区分の２つ目。職員給与支出という所でございますが、按分している部分もございますので正確な数字ではございませんが、約１９名の職員の給料というところでございまして、自然増として見込んでいるものでございます。その下の職員賞与支出につきましても、同じ理由でございます。その下の、非常勤職員給与支出につきましては、増減のところでマイナス 2,152 千円という規模になっております。主な理由でございますが、訪問介護のほうで要支援の方が減るというご説明をさせていただきましたが、当然、ホームヘルパーの場合は稼働している職員のほうが登録ホームヘルパーであったりしますので、非常勤の職員でございますので、利用が減れば当然その登録ホームヘルパーの稼働が減るということから、収入も減る代わりに人件費支出も比例して下がるという理由でございます。次に大区分の２つ目。事業費支出でございますが、当初予算は 26,146 千円。前年比はマイナス 948 千円になっております。増減の大きい所のみ抽出してご説明したいと思います。中区分の４つ目。消耗器具備品費支出という所でございますが、前回の理事会でも補正予算で提案をさせていただきましたが、ノートパソコンの買い替えなどがございましたので平成２８年度は例年より大きい金額になっておりました

が、通常の年に戻るということで前年と比べますとマイナス 977 千円という規模になっております。それから、そこから１１行、下にさがりまして、賃借料支出をご覧いただきたいと思います。こちらは前年比でプラス 835 千円となっておりますが、先ほどの事業計画の中でもご説明いたしましたように、居場所づくりにつきましては社協で空き家を借りて、そこで複合機能を持たせて、地域に根ざした居場所を展開していきたいというふうに考えておりまして、居場所づくり事業で空き家を借りるための賃借料として前年から 80 万円程度上昇しているというものでございます。それから４行下の、給食費支出という所でございますが、こちらにつきましてはデイサービス事業のご利用者の給食費という位置付けでございますが、毎年、予算を余らせるような状況がございましたので、内部で精査した結果、前年比マイナス 1,385 千円というような見積りになっております。次に大区分３つ目。事務費支出でございますが、当初予算は 12,932 千円。前年比はマイナス 2,235 千円という規模でございます。主なところでございますが、６ページをご覧いただきたいと思います。中区分の一番上。修繕費支出という所でございますが、増減はマイナス 2,290 千円となっております。こちらは今年度の補正予算でもご説明をさせていただきましたが、特にデイサービスセンターの電気関係並びに水回りの設備の修繕に費用が多くかかったということで、平成２９年度の当初につきましては大きな修繕は見積っておりませんので、前年と比べますとマイナス 200 万円程度となっております。次に大区分の助成金支出をご覧いただきたいと思います。当初予算額が 4,679 千円で、前年比はマイナス 981 千円となっております。この内訳でございますが、これまで京都府が毎年実施しておりました見守り強化事業が、平成２９年度から見直されると。廃止ということは聞いておりませんが、大きく見直されるというような情報を入手しておりまして、助成金の額が不透明といいますか、わからない部分がございますので、例年 40 万円から 45 万円程度、地域に配分をさせていただいておりましたが、当初予算といたしましては 0 円でスタートしたいと考えております。それからもう１つ。居場所づくり支援事業につきましては、平成２８年度までは地域で実施される団体への助成という方法を考えていた訳でございますが、先ほどからご説明をしておりますように、平成２９年度は社協が空き家などを直接借りまして、その賃料は社協が負担するということで実施していきたいと思っておりまして、その方法を少し変えたいということで、地域への配分ではなく、社協が居場所を整備していくということでございますので、その部分

50 万円程、助成金支出についても下がるというものでございます。次に一番左側。施設整備等による収支でございます。平成２９年度につきましては当初、固定資産の取得などは見込んでおりませんので、0 円として計上しております。前年比はマイナス 3,433 千円となっております。その次。その他の活動による収支という所でございますが、収入につきましてはサービス区分間の資金のやり取りでございますので、支出のほうをご覧いただきたいと思います。大区分の一番目。基金積立資産支出の、中区分の２つ目でございます。地域福祉基金積立資産支出でございます。こちらは当初予算 0 円でございますが、前年度は 1 千円となっております。先ほどご承認を賜りました基金の部分。1 千万円の高額寄付をいただいたものを平成２８年度中に積立てておりますので、前年度の所には 1 千円が経常されておりますが、２９年度につきましては 0 円ということになっております。以上が、社会福祉事業拠点の説明でございます。次に、もう 1 つの拠点であります公益事業のご説明をさせていただきたいと思いますので、お手数ですが２９ページをご覧いただきたいと思います。この資料、２９ページからが公益事業拠点の説明でございまして、先ほどと同じように上からご説明したいと思います。事業活動による収支の収入、大区分の 1 番。受託金収入の中区分でございます。市町村受託金収入の、小区分の 6 番目。介護予防事業受託金収入でございます。当初予算が 2,800 千円ということで、前年比でマイナス 700 千円となっております。こちらは制度改正によりまして単価が引き下げられるということから、大きな収入減というものを見込んでいるところでございます。一方で、大区分の２つ目。事業収入の中区分。利用料収入の小区分の一番下にも、介護予防事業利用料収入というものがございますが、利用料につきましては現在、月 1 千円のものが月 2 千円に引き上げられることによりまして、前年比から２倍にあたります 360 千円を見込んでいるところでございます。この事業につきましては、町からの受託金につきましては下がる一方で、利用料につきましては上がるという、そういった変更がなされる予定でございます。次に大区分の３つ目。介護保険事業収入の、中区分の１つ目。居宅介護支援介護料収入です。小区分の２つ目でございますが、介護予防支援介護料収入という所が前年比で 80 万円の増となっております。これは、要支援の件数が増加傾向にある中で、例年より多くなるであろうという見積りの結果でございます。対しまして支出の部でございますが、大区分の１番目、人件費支出です。中区分の１つ目、２つ目につきましては常勤職員の給料並びに賞与でございますが、こちらにつきまし

ては６名分でございます。１名退職の予定がございますが、自然増もございまして、それぞれ前年よりもプラスという査定になっております。中区分の３つ目。非常勤職員給与支出につきましては、前年比でマイナス 1,363 千円というふうに大きく減らしている訳でございますが、こちらは先ほどからご説明しております新総合事業への移行ということで、従来、こういった事業というのは全て専門職が提供しなければならなかった訳でございますが、新総合事業におきましては資格の有無を問わないということから、スタッフについては当然、専門職を使えば使うほど単価が上がる訳でございますが、必ずしもそうではない、資格の無い者に従事させるということがございますので、その部分で一部節約をいたしまして、専門職以外の単価ということもございまして、前年から 130 万円程度、見積りを下げているところでございます。次に大区分の２つ目。事業費支出でございますが、３０ページのほうをご覧いただきたいと思います。中区分の上から３つ目。会議費支出という所がございます。前年と比較をいたしますとマイナス 286 千円ということでございますが、こちらは従来、介護者リフレッシュ事業という事業を受託運営しておりましたが、その中で、介護者の方に日頃の疲れを癒していただくために食事会などをしていた訳でございますが、今回その補助金、委託料につきましては食事提供に充てることはできないという通知がございまして、会議費につきましては大きく下げたところでございます。それから、その２行下。業務委託費支出でございますが、前年と比較しますと、こちらはプラス 846 千円となっております。こちらも、町から委託を受けております紙おむつの給付事業の単価が上昇していることや、予防プランの業務委託件数が増えているというところに起因しております。それから、その３行下。賃借料支出という所で、前年比でプラス 275 千円となっておりますが、こちらは地域包括支援センターの事務を支援するシステムがございますが、そのシステムの更新年度に当たっておりまして、システムの入れ替えによりまして賃借料が従来より若干、上昇するということから見積っているものでございます。それから一番左側。施設整備等による収支でございますが、支出といたしまして固定資産取得支出がございます。当初予算で 166 千円計上しておりますが、これは平成２１年１１月に取得いたしました、原動機付き自転車１台を買い替えたいためのものでございます。その他の活動による収支に大きな差異はございませんので、以上が、公益事業に関する主だった部分のご説明ということになります。先ほどは事業計画についてご提案をさせていただきまして、こちらのほうでは

収支予算に関するご提案ということでございますが、非常に収入を確保していくということが難しい時代にどんどん突入して来ておりまして、その中で知恵を出しながら運営していくことが求められるということでございます。当初こういった予算の規模でございますが、活用できる補助金や助成金があれば、積極的にそれらを受けながら、職員の質、量を落さないように運営に努めていきたいというふうに考えておりますので、どうか可決承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議　　長　ありがとうございます。ただいま第２９号議案と第３０号議案について事務局から説明を受けましたが、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

青木透理事　（挙手）

議　　長　はい、青木理事。

青木透理事　青木です。今回、法の改正でね。基金の保有の関係の部分が、この予算の中ではどういう形になっていくのか。いま現在いくらぐらいの基金があって、法的には会計運営上、何％ぐらいが保有できる状況。それの部分をいろいろな福祉事業に還元していくという形の中での、主だった内容。簡単で結構ですけど、ご説明お願いしたいと思います。

議　　長　事務局お願いします。

事務局長　はい、議長。ただいまご質問をいただきました、このあと控えております大きな制度改正でございますが、基本的な考え方といたしますと平成２８年度決算額の確定を以ってということになっておりまして、平成２８年度の決算額の確定というのは恐らく５月または６月頃ということでございまして、わたくしも京都府に直接確認をいたしましたところ、平成２９年度の事業計画や当初の収支予算には反映させないで欲しいということでございました。確定をしていないので、ということでございました。しかしながら、当然、法人内部ではその法令に基づいて試算をしているところでございまして、現在見込んでおりますのは、社会福祉充実残額の規模といたしましては、やはり 7,500 万円程度。現在保有している財産の中から、7,500 万円程度は社会福祉充実残額として充てることになるのではないかと考えております。法の考え方からいたしますと、原則この残額を向こう５年間。最初の年度は２９年度になりますので、２９年度から３４年度までの５か年の中で社会福祉に還元していくということでございますので、平成２８年度の決算確定後、すみやかに執行計画をまとめていくと。そして、評議員会並びに京都府の承認を得て、実際に執行していくというような手順になってくるかと思います。ですので、まだ確定

の数字というのは現段階で申し上げることはできませんが、規模といたしましては 7,500 万円前後になるのかなと見積もっているところでございます。

青木透理事　決算の確定は５月か６月ですけれども、いま現在の決算見込みとしては１億２千万円ぐらいになるんですかね。保有の金額というのは国の指導というか、そのへんでは何％ぐらい。３分の２ぐらいなのか、何％なのか。わかればお教え願いたいと思います。

事務局長　はい。非常に複雑な計算式でございまして、一概に何％という表現が難しい訳でございますが、いま独自に試算しているところでは、保有財産として約１億３千万円ほどある中から 7,500 万円程度は掃き出すというか、充実計画のほうに回していくというような考え方になるのではないかというふうに思っております。

議　　長　よろしいですか。

青木透理事　はい、結構です。

議　　長　他にございませんか。事業計画案については何かございませんでしょうか。

では、ご意見が無ければ、採決したいと思います。まず、第２９号議案。平成２９年度事業計画について、賛成の方は挙手願います。

理　　事　（全員挙手）

議　　長　ありがとうございます。全会一致により、可決承認いたします。

続きまして第３０号議案。平成２９年度収支予算について、賛成の方は挙手願います。

理　　事　（全員挙手）

議　　長　ありがとうございます。全会一致により、可決承認します。続きまして日程番号２３。諸報告に入らせていただきます。事務局お願いいたします。

事務局長　はい、議長。それでは、この理事会のお時間をお借りいたしまして、事務局から５点ほど役員の皆さま方にご報告を申し上げたいと思います。まず１点目でございますが、本日お手元資料でございますが役員選出規程についてでございます。１枚物で本日お席にご用意させていただいております。タイトルは役員選出規程でございますが、２月２７日に開催いたしました評議員会で、こちらの役員選出規程が無事に承認されました。従いまして、４月以降につきましてはこの役員選出規程に基づきまして役員体制が組まれていくということでございますので、ご報告をさせていただきたいと思います。なお、法律の効力によりまして、今年の６月中旬か下旬になろうかと思いますが、役員のほうがまた一斉改選されることになりますので、そちらにつきましてもこの選出規程

に基づいて選出されるということでございますので、次期が参りましたらまた、こちらに記載されております各団体さま宛に次の社協理事候補者の推薦依頼をさせていただくということになろうかと思いますので、あわせてこの場をお借りしてお願いを申し上げたいと思います。次に２点目でございますが、お手元チラシでございます、いのちのリレーまつり 2017 の告知でございます。４月１６日の日曜日でございますが、こちらのかしのき苑で、いのちのリレーまつりを開催させていただきます。こちらは例年どおりでございますが、地元の企業さまでございますが、まちの福祉サポート店と協働して、地域の皆さま方に喜んでいただけるような学びの場を提供したりというようなことをこれまでも実施してきたところでございますが、次回のいのちのリレーまつりにつきましては３部構成といたしまして、第１部はドキュメンタリー映画であります、いきたひの上映。第２部につきましては、その映画監督でございます長谷川監督のご講演。第３部につきましてはパネルディスカッションということで、裏面にございますように、龍谷大学の鍋島先生。それから、精華町介護者家族の会の石本会長。それから精華町内で、看取りの事業でもありますが訪問看護ステーション笑を運営されておられます、大家さんにお越しをいただきまして、それぞれ命の大切さなどについてお話をしていただく予定となっております。今日ここでお知らせをしておきながら非常に申し上げにくいんですけれども、大変好評でございまして、全席２００席のチケットが本日午前中で無くなったところでございます。あわせてご報告させていただきたいと思います。３点目でございますが、空き家をさがしています、というチラシでございます。先ほど事業計画や収支予算の中でも触れたところでございますが、平成２９年度につきましては、団体さまに直接やっていただくという方法もあるかと思いますが、なかなか任意団体で空き家を借りるという手続きがハードルが高いというふうに地域の方々からお声をいただいておりまして、そうであるならば、法人格を有する社会福祉協議会が契約の相手方となりまして、空き家を借りると。その中で、先ほどご説明したような、さまざまな地域のニーズに沿ったような活動を展開していきたいというふうに考えておりまして、その為にはまず先に、その拠点となります家。場所が必要になる訳でございます。それを募集するためのチラシでございまして、４月以降、このチラシもまた住民の皆さま方にお届けをしまして、空き家を募りたいと考えているところでございます。進捗状況等につきましては、今後の理事会などでもまたご報告をさせていただきたいと思っております。４点目で

ございますが、お手元資料が無くて恐縮でございますが、京都府によります指導監査がございましたので、口頭で恐縮ですがご報告をさせていただきます。去る３月１６日木曜日に、午後１時３０分から午後４時まででございますが、京都府による指導監査を受けました。まだ１週間ほどしか経過しておりませんので、その内容につきまして通知はございませんが、概ね、監査を受けた感想でございますが、概ね良好というような口頭でのその場のご意見を賜っているところでございます。通知が届き次第、役員の皆さま方にも書面をもってご報告をさせていただきたいと思っております。最後になりますが、５点目でございます。職員の採用についてでございます。２月に職員採用試験を開催いたしまして、４月１日付で２名の新規採用をすることが決定いたしましたので、この場でご報告をさせていただきます。また４月以降、役員の皆さま方には機会がございましたら、新採職員のご紹介もさせていただきたいとこのように考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。諸報告は以上でございます。

議　　長　　ありがとうございました。本日の案件は以上のとおりですが、全て承認可決されましたので案を削除、よろしくお願いいたします。全般的なところで理事、監事の皆さまから何かご意見はございませんでしょうか。

ご意見が無いようですので、それでは以上をもちまして、わたくし田中、議長を降壇させていただきます。皆さま方のご協力、本当にありがとうございました。

以上、本理事会の案件は全て終了したので、午後４時０５分散会した。

上記の決議を証するため、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人において次に記名押印する。

平成２９年３月２４日

社会福祉法人精華町社会福祉協議会

平成２８年度第４回理事会において

議　長　　印

署名人　　印

署名人　　印